

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.200

**【共通】** 問1 消防法令において定められている資格と講習の受講義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選べ。

- (1) 甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した者が、甲種防火対象物の防火管理者に選任された場合は、その防火対象物の収容人員にかかわらず、防火管理者に選任された日の4年前までに当該講習の課程を修了した防火管理者は選任された日から1年以内に、それ以外の防火管理者は最後に当該講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。
- (2) 甲種消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。
- (3) 乙種危険物取扱者は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。
- (4) 自衛消防組織の設置を要する防火対象物において、自衛消防業務新規講習の課程を修了した者を自衛消防組織の統括管理者に充てた場合、統括管理者に充てられた日の4年前までに自衛消防業務新規講習又は再講習の課程を修了した統括管理者は充てられた日から1年以内に、それ以外の統括管理者は最後に自衛消防業務新規講習又は再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。

**【消防用設備等】** 問1 次のうち、建築物の新築を行う際に消防長又は消防署長の同意を求め得る者として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 当該建築の確認を行う建築副主事
- (2) 当該建築の許可を行う特定行政庁
- (3) 当該建築の確認を行う指定確認検査機関
- (4) 当該建築物を自ら工事する建築主

**【消防用設備等】** 問2 屋内消火栓設備の設置が義務付けられている防火対象物のうち、消防法施行令第11条第3項第2号に定める技術上の基準に適合する屋内消火栓設備を設置することができるものとして消防法令上正しいものを1つ選べ。なお、消防法施行令第11条第3項第2号に定める技術上の基準とは、同項第1号に定める技術上の基準と比較して、求められる水源水量やノズル先端の放水量等は小さいが、消防用ホースの構造が一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものを求める基準等を指す。

- (1) 令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物
- (3) 指定可燃物を指定数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱う建築物

- (4) 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物

**【防火査察】** 問1 消防法(以下「法」という。)第8条の2の2及び第8条の2の3に規定する防火対象物定期点検報告制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項による防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物が用途変更等により法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物でなくなったことを確認し、防火優良認定証の除去を指導したが応じないので、法第8条の2の3第8項に基づき除去命令を発動した。
- (2) 法第8条の2の2第1項第1項に該当しない防火対象物について、任意で認定を受け、表示をしたいという理由から、防火対象物点検の特例認定の申請があり、検査を実施し、認定要件を満たしていることを確認したので、防火優良認定証を付すことを認めた。
- (3) 法第8条の2の3第6項の特例認定の取り消しに該当する事実を確認し、行政手続法第13条第1項に基づく聴聞を実施したが、取り消しを必要があると判断したので、処分理由を提示した認定取消書により管理について権原を有する者に通知することとした。
- (4) 法第8条の2の3第1項に規定する防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物で火災が発生したが、火災の発生そのものは、法第8条の2の3第6項の取消要件に該当しないので、火災の発生を理由として特例認定の取り消しはしないこととした。

**【防火査察】** 問2 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第8条の2第5項に基づく統括防火管理者選任命令については、仮に一部の管理について権原を有する者が協議において特定の統括防火管理者の選任に反対して選任できない場合、直ちに当該防火管理者の管理について権原を有する者全員に罰則が適用され得ることは不合理であるとの理由で、罰則規定は設けられていない。
- (2) 消防設備士免状を交付した都道府県知事が、法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項に基づき消防設備士免状の返納命令を発動する際の事前手続きは、行政手続法第13条第1項に基づく聴聞である。
- (3) 法第3条第4項については、法第3条第1項に基づき屋外に放置された物件の除去命令が発動されたにもかかわらず、除去を命ぜられた者が除去しない場合等の行政代執行の特則を定めており、本条第4項の措置をとらせることができる者は本条第2項に基づく措置(略式の代執行)と異なり、当該消防職員又は第三者である。
- (4) 法第5条第1項に基づき堅穴区画を構成する防火戸の改修命令を出入口が複数存するいわゆる雑居ビルに対し発動した

**【警防】**

問1 答 (3)

解説 消火活動は、風上または機首側から行うことを原則とするが、風向と機体の向きの異なる場合は風上側から行う。

消防司令問題

**【消防法規】**

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防対象物のため、誤り。  
 (2) 対象とならないため、誤り。  
 (3) 消防団長は該当しないため、誤り。  
 (4) 正しい。  
 (5) 消防隊到着後のため、誤り。

**【消防時事】**

問1 答 (5)

- 解説 (1) 基本的対処方針は廃止のため、誤り。  
 (2) リスクの高い方は、自己負担がないため、誤り。  
 (3) 感染防止対策は不変のため、誤り。  
 (4) 令和4年12月成立の関係法令で規定化されたため、誤り。  
 (5) 正しい。

**【地方自治制度】**

問1 答 (5)

- 解説 (1) 一般財源のため、誤り。  
 (2) 一方の場合もあるため、誤り。  
 (3) 説明は、ミクロの財源保障機能のため、誤り。  
 (4) 超える団体に交付されるため、誤り。  
 (5) 正しい。

**【救急】**

問1 答 (5)

- 解説 (1) 誰にでも起こり得る一般的な反応である。  
 (2) 自責感・生き残り罪責感(サイバーズ・ギルト)の記述である。  
 (3) 再体験症状の記述である。  
 (4) 覚醒症状の記述である。

出典 改訂第10版救急救命士標準テキストP. 294~295

問2 答 (4)

- 解説 (1) 普通救命講習(I・II・III)および上級救命講習  
 (2) 2年から3年間隔  
 (3) みなすことができる  
 (5) 1か月以内

出典 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

問3 答 A 止血(法)

B 熱傷(手当)

C 救急隊員(の資格を有するもの)

解説 なお、「口頭指導に関する実施基準」については、口頭指導に関する実施基準の一部改正について(令和4年3月31日付け消防救第104号)が発出されている。

**【警防】**

問1 答 (3)

解説 医療機関側の受入れ態勢については一任することなく連携して行う。

予防技術検定模擬テスト

**【共通】**

問1 答 (2)

解説 一定の知識や技能を有した者が責任をもって、防火管理、消防用設備等の工事・整備、危険物の取扱い等の業務を行わなければ、火災予防や火災による被害軽減等に支障が生じることから、消防法令においてはこれらの分野において資格制度が設けられている。これらの資格制度には、資格取得後における最新の技術や知識、法令改正の内容等を身に着けるため、定期的に講習を受けることが義務付けられているものがある。本設問は、防火管理者、消防設備士、危険物取扱者及び自衛消防組織の統括管理者の講習の受講義務について問うものであり、本問を通じて受講義務者や受講時期等の違いを確認してもらいたい。

- (1) 「甲種防火管理再講習について定める件」(平成16年消防庁告示第2号)において、甲種防火管理再講習については、消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者(消則第2条の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。)に選任された場合にその課程を修了しなければならないと定められている。消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物とは、同令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16)の2)項に掲げる防火対象物であって、収容人員300人以上のものであることから、収容人員にかかわらず再講習の課程を修了しなければならないとしている本肢は誤り。
- (2) 消防法施行規則第33条の17第1項の規定のとおりであり、正しい。なお、同条第2項のとおり、甲種消防設備士は、免状交付後の1度目の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に再度講習を受け、その後も同様のサイクルで講習を受けなければならない。
- (3) 消防法第13条の23の規定のとおり、危険物取扱者が講習を受ける必要があるのは、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物取扱作業に従事する者のみであり、講習の受講時期を定めた危険物の規制に関する規則第58条の14においても、当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内(当該取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付

を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付又は当該講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内)に講習を受ける必要があるとされているため、誤り。

- (4) 「自衛消防業務再講習について定める件」(平成20年消防庁告示第15号)において、自衛消防業務新規講習の課程を修了した者は、当該講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に、再講習の課程を修了しなければならないとされており、統括管理者に充てられた時期は関係がないため、誤り。

## 消防用設備等

### 問1 答(4)

**解説** 消防法第7条において、建築物の新築等について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関は、原則として、当該許可、認可若しくは確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認をすることができないとされている。本設問は、本条の主語である建築物の新築時等における許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に該当するかどうかを問うたものであるが、消防長等による同意は、国民の負担軽減及び行政の簡素化のために、行政機関相互間の内部行為とされていることを理解していれば、比較的優しい問いであろう。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定のとおり、建築主は、同項第1号から第4号までに掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、建築基準法令の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。)を受けなければならないこととされており、建築副主事は建築物の新築を行う際に確認をする権限を有する行政庁となり得るため、正しい。
- (2) 例えば、建築基準法第43条第1項において、建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならないとされていることに対して、同条第2項第2号において、一定の条件に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可することにより同条第1項の規定の適用が除外されるという規定のように、建築基準法令では特定行政庁による特例的な許可制度が設けられている。よって、特定行政庁は建築物の新築を行う際に許可をする権限を有する行政庁となり得るため、正しい。なお、特定行政庁とは、建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長(ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都

道府県知事)を、その他の市町村の区域については都道府県知事を指す(建築基準法第2条第35号)。

- (3) 消防法第7条の規定のとおりであり、正しい。
- (4) 建築主とは、建築基準法第2条第16号において、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者と定義されている。建築主は、消防法第7条の規定のとおり、消防長等の同意を求める者とはなり得ないため誤り。

### 問2 答(4)

**解説** 屋内消火栓設備には、消防法施行令第11条第3項第1号に定める技術上の基準に適合するもの(以下「1号消火栓」という。)と同項第2号に定める技術上の基準に適合するもの(以下「2号消火栓」という。)がある。屋内消火栓設備の設置義務がある防火対象物のうち、工場又は作業場(令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物)、倉庫(令別表第1(14)項に掲げる防火対象物)、指定数量の750倍以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う建築物その他の工作物など火災荷重が大きく、かつ、延焼速度が速いと考えられる防火対象物については、操作性よりも放水能力に重きをおいた1号消火栓しか選択することができないが、これら以外の防火対象物については、1号消火栓に加え、操作が簡便でより早期に消火を開始できるため、放水能力が小さくても対応の消火能力を有する2号消火栓を選択することができるとされている(消防法施行令解説第二版P. 296参照)。よって、選択肢(4)の地下街(令別表第一(16)の2)項に掲げる防火対象物)が正しい。

なお、1号消火栓については、操作のために通常2名以上の者が必要であることや消火栓箱内のホースを全部取り出さないと放水することができないこと等の理由により、その使用率が低い状態にとどまっていたため、一人でも操作を行うことができるように操作性を向上させた「易操作性1号消火栓」が開発されている。当初は、日本消防検定協会から操作性等に係る基準に適合するとの評価を受けたものについて、消防法施行令第32条の規定を適用することによりその設置が認められていた(「1号消火栓の取扱いについて(通知)」(平成8年12月12日付け消防予第254号)参照)が、その後、平成9年3月31日に消防法施行規則の一部が改正され、本則による設置が認められることとなり、さらに、平成25年3月27日に「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成13年消防庁告示第36号。改正後は平成25年消防庁告示第2号)の全部が改正され、操作性等に係る基準が追加された(これに伴い、平成8年12月12日付け消防予第254号通知は廃止)。「易操作性1号消火栓」については、消防法施行令第11条第3項第1号の技術上の基準に定める消火能力を維持しつつ、操作性を高めたものであるため、工場又は作業場等のように火災荷重が大きく、かつ、延焼速度が速いと考えられる防火対象物においても設置が可能となっている。